

令和 8年 2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	木瀬地区 (天川大島、野中、上大島、上長磯、下長磯、女屋、小島田、東上野、駒形、筑井、 小屋原、上増田、下増田、下大島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内において、新たな担い手の確保が必要である。
- ・高齢化が加速し、後継者が不足している。
- ・新規の耕作者がいないため、遊休農地や耕作放棄地が増えてきている。
- ・今後集落営農法人では、役員やオペレーターが不足してくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦を中心に果樹を含めた露地及び施設野菜の効率化及び省力化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	597.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	538.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地のうち、担う者一覧に登載されている者が耕作する農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画地区座談会や遊休農地対策検討会等による情報交換の場を定期的に開催し、集落営農法人の統合を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を促進し、集落営農法人及び認定農業者を中心に農地を集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
米麦作とともに、収益性の高い施設園芸作目への転換を図り、若年層にも魅力ある農業を推進することで、新規作業従事者や後継者の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、アライグマ等による農作物(水稲、飼料作物、果樹等)被害軽減のため、猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲頭数に応じて補助金を交付している。
- ③平坦で大規模な区画を生かし、また、施設園芸等も盛んなことから、スマート農業関連機器の導入により省力化及び生産性・収益の向上を図る。